

令和元年度

第2回上越市農業委員会総会議事録

上越市農業委員会

## 令和元年度第2回上越市農業委員会総会議事録

日時 令和元年10月31日(木) 午後3時～午後3時54分

場所 上越文化会館 大会議室

### 1 出席委員

#### (1) 農業委員

2番 秦 正敏	10番 小幡 利夫	18番 金子 昭榮
3番 古川 政繁	11番 佐藤 徳司	19番 岸田 健
4番 新井 修一	12番 滝沢 記一	20番 金澤 稔
5番 久保埜徳雄	13番 高島 信雄	21番 五十嵐彰
6番 金井 薫	14番 笹川 慶一郎	23番 大瀧 勇
7番 小林 広良	15番 西條 弘子	24番 池田 京子
8番 上原 孝	16番 望月 博	
9番 八田 賢司	17番 荒川 俊治	

#### (2) 農地利用最適化推進委員

竹内 浩行	高島 真一	西山 学	大澤 純男	高宮 文男
前田 孝信	杉田 藤一	大滝 正秋	山本 誠信	松本 香
森橋 孝一	平野 宏一	長瀬 一成	上野 栄一	
加藤 俊彦	荻原 松男	米川 尚登	天明 伸浩	
杉田 喜慶	小林 政秋	上野 登	嶋田 勝	
稲葉 栄	秋山 文雄	宮川 武彦	清水 強	
近藤 晴夫	山口 利一	長井 恒夫	上原 清則	

### 2 欠席委員(農業委員)

1番 村松 勝藏                      22番 佐藤正雪

### 3 職務のため出席した事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	栗本 修一	柿崎区駐在室	副主任	諏訪部 太
	次長	松縄 浩一	頸城区駐在室	副主任	近藤 宏一
	係長	久保埜 修	吉川区駐在室	副主任	佐野 謙一
	係長	羽深 元子	中郷区駐在室	主任	相葉 博昭
安塚区駐在室	班長	上原 一夫	板倉区駐在室	主任	宮澤 雅則
浦川原区駐在室	主事	中嶋 慧斗	清里区駐在室	副主任	井田 義之
大島区駐在室	班長	春谷 正明	三和区駐在室	主任	上田 良広
牧区駐在室	副主任	上原 敏明	名立区駐在室	班長	山邊 稔

#### 4 会議に付議した事件

- ・議案審議

議案 農業委員会体制の見直しについて

- ・その他

(1)新潟県園芸振興基本戦略について

(2)農林水産省 次期「食料・農業・農村基本計画」における意見・要望の募集について

(3)経営改善相談会の開催について

(4)新潟県農業会議だより「農のかけ橋」について

#### 5 会 議

事務局長

##### < 1 開会 >

ただ今から令和元年度第2回上越市農業委員会総会を開催いたします。

議案書の次第に従い会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

##### < 2 会長あいさつ >

最初に、荒川会長よりご挨拶をお願いします。

会 長

開会に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

昨日は第2農地部会、本日も午後1時から第1農地部会が行われ、大変お疲れでしょうが、これから総会ということで宜しく申し上げます。

テレビ等で報道されていますが、今回の台風19号により全国で被害に遭われている方が大勢います。当市においても、名立区をはじめ至る所で農道、水路の崩落などの被害が発生しており、この災害復旧のため、今日から農林水産整備課に職員が4名増えました。一日でも早い復旧を願っています。

私たちの任期もあと半年余りとなりました。改選後の農業委員会の在り方について、運営委員会では推進員の皆さんからアンケート等を通して意見をいただきながら検討を重ねてきました。今回、運営委員会での案が固まったことから、本日、皆さんにお諮りしたいと考えています。

なお、委員定数等の変更については市の条例改正が必要になります。12月の市議会に条例改正を上程し、その後、委員募集や選考を行うというスケジュールでいきますので、そういう事情をご賢察のうえ本日は忌憚のない意見を出していただき、農業委員会の総意とし

て、改選後の委員会体制を決定していただきたいと考えております。  
簡単ではありますが、以上で挨拶を終わります。

事務局長

ありがとうございました。会長は、そのまま議長席にお座りください。

ここからは、上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、会長に議長をお願いし、会議を進めていただきます。よろしくお願いいたします。

### < 3 資格審査報告 >

議長

それでは、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、総会次第「3 資格審査」です。

本日の出席状況は、在任委員数 24 名、出席委員数 22 名、欠席委員数 2 名で、出席委員が過半数となり、会議規則第 7 条の規定により総会が成立していることをご報告いたします。

なお、本日は、30 名の推進委員の皆さんからもご出席をいただいております。

推進委員の皆さんからも自由に意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

### < 4 議事録署名委員の指名 >

議長

続いて、「4 議事録署名委員の指名」です。

議事録署名委員は会議規則第 14 条の規定により、私から指名いたします。議席番号 8 番・上原 孝委員、議席番号 16 番・望月博委員の両委員を指名いたします。

### < 5 憲章唱和 >

議長

次第の 5「憲章唱和」です。

議事録署名委員の上原委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をお願いします。

全員、ご起立願います。

(上越市農業委員会憲章 唱和)

### < 6 議 事 >

議 長

それでは、ただ今より議事に入ります。

議案第 1 号「農業委員会体制の見直しの概要について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長

「農業委員会体制の見直しについて」ご説明します。

先ほど、会長のあいさつにもありましたように、皆さんの任期が来年の 4 月で満了することから、運営委員会において、新しい農業委員会がより成果のある活動ができるよう現行体制や活動状況等を検証した上で、体制等の見直しについて数回にわたって検討を行ってきました。

その中で出た主な意見としては、「現行の推進委員の定数は、農業委員 1 名に対し推進委員 2 名の割合で、と言う漠然とした考えの中で、48 名という定数を決めたものであること」、「農業委員の地区別人数を考慮する際に、女性委員と中立委員について別枠としたことから、特定の地区に委員数が多くなるなどの偏りが生じた」という意見がございました。

また、活動に関しては、「何をしていたか分からないと言っている推進委員がいる」、「中山間地域では集積も遊休農地解消も難しく、推進委員の活躍する場が少ない」という意見や、「積極的に活動している地区会議もあるが、全く活動していないところもある」という意見に関連して、「農業委員と推進委員の連携がしっかりできていない」という意見がありました。その他、「運営委員会の人数が少ないのではないか」「旧農業委員会では 47 名の農業委員だったが、それなりにやっていた」というような意見もありました。

なお、今年 3 月に推進委員に対し実施したアンケートでは、今日追加の資料でお配りしましたが、活動に関する自己評価では、「あまり活動しなかった」、「ほとんど活動しなかった」が 40%もあり、運営委員会ではこのことを大変重要視しました。

また、総会や農地部会への出席に関する質問では、「総会、農地部会の双方に出席すべき」が 50%近くあり、特記事項として、「管内の農地移動の情報が必要」との意見も複数ありました。

以上のようなことを踏まえ、見直しの方向性として、2つに整理しました。

一つ目は、農業委員と推進委員の連携を強化し、現場活動の活性化を図る。二つ目は、農業委員会が行うべき主たる業務を明確にし、それに応じた体制とする、という二つです。

この二つを大きな方向性として検討を行い、「資料 1」のとおりま

とめました。

この資料については、総会に先立ち皆さんに意見照会ということでお送りしたものと、内容的には同じものになります。

「資料1」をご覧ください。

まず、「1 推進委員の総会への出席について」です。

総会は年2~3回開催していますが、審議事項について推進委員の意見も聞きたいということから、実質的には、推進委員の皆さんからも出席していただき意見も頂戴していますので、このことを明確にしておくというものです。

総会に先立って行ったアンケート調査では、総会への出席について賛同が多かったのですが、中には、「議決権がないので意味がない」というような意見も頂戴しています。

議決権については、農業委員会法で、総会は農業委員による会議と位置付けていることから、推進委員に議決権を付与することはできません。但し、総会の中で質問をしたり意見を言ったりすることはこれまでと同様にできます。

次に、「2 推進委員の農地部会への出席について」です。

農地部会への出席については、運営委員会の中では出席すべきとの方向性では一致していましたが、出席回数については毎回でなくても3回に1回程度でもよいのではないか、という意見もありました。しかし、自分の担当地区の農地の動きをしっかりと把握してもらいたいし、他の地区でどんな課題等があるかを認識してもらい、それぞれの現場活動に生かしてほしいとのことから、毎回の出席が必要ということになりました。

今回のアンケートでは、「議決権がないので、今までどおり」とか、「今までどおり研修の位置付けでよい」、「勤めている人は出席が難しい」などの意見がありましたが、現場活動の基本的情報となることから、また、農業委員と同じ情報を持ってもらい、委員同士の連携を強化する中で、現場活動に役立ててもらいたいとのことで、出席を義務化することとしました。

次に、「3 地域会議の定例化について」です。

現行では地区会議として、担当地区ごとに必要に応じて会議を開催してもらっていますが、積極的に開催し委員間の連携を深めている地区もあれば、まったく開催していない地区もあります。

この原因として、事務局のリードの仕方も悪かったと反省してい

ますが、運営委員会では農業委員の責任もあるのではないかとの意見がありました。

この地区会議の目的は、一番密接に活動する委員同士が、地域の課題や情勢などを話し合っ情報て情報を共有するほか、そこで解決できない課題等を農地部会にあげて意見をもらう、というシステムを想定していました。

しかし、先ほども言いましたように、機能しなかったところが多かったこと、地区によっては著しく委員数が少ないところがあること、また、他の地区の状況等も認識することも大事であるということから、現在の地区会議より少し大きな単位として、定例的に開催し、委員同士の連携を強化したいという意見でまとまりました。

このことに関して先のアンケートでは、賛成の方が過半数でしたが、一方で、「これまでどおり必要に応じて開催することでよい」、「地域会議の括りが大き過ぎる」、「定例化するほどの案件がない」というような意見も頂戴しています。

これについては、ただ今説明したように、現行の地区会議があまり機能しなかったことの見直しということでご理解をいただきたいと思ひます。

「資料5」をご覧ください。

「資料5」は、運営委員会の見直しの案を基にした新体制の組織図です。

この中で「地区会議」は今までどおり地区ごとに行い、定例的に開催する会議として、複数の地区会議をまとめて委員数を10名前後にした「地域会議」を設置し、この「地域会議」で情報提供や課題について意見交換をしていただければと考えます。運営委員会では農地部会終了後、3回に1回程度の開催が妥当ではないかと考えています。

「4 任意部会の統合について」です。

現行では、「農政課題部会」と「情報・年金部会」の2つの任意部会があります。

情報・年金部会は、農業者との意見交換会を開催するほか、年金や新聞の普及等が役割となっています。年金や新聞の普及は、実際には、全委員の業務となっており、特に部会で決定するようなことはありません。また、農業者との意見交換会については、農政課題部会の業務である「関係行政機関への意見提出」と関連があり、意見交換会を農政課題部会の所管とした方が効率的であるということから、両部会を統一して、名称を「農政部会」としてはどうかという

ことになりました。

また、農政部会としたうえで、農政部会長と農政部会長職務代理を運営委員会のメンバーにし、運営委員を6名から8名に増やし、議論の活発化を図ります。

これに伴い、「資料2」にあるように、農政部会長等の業務量が農地部会長等と同程度になるとの想定から、農政部会長と職務代理の報酬額を農地部会長等と同額にすることとしました。このことについては、大方の意見が賛成となりました。

次に「5 推進委員の報酬について」です。

「資料3」をご覧ください。

推進委員の報酬は現在月額30,000円で、農業委員とは5,000円の差があります。これは、主に農地部会に出席する義務の有無で差をつけています。今回の見直しの中では、推進委員の農地部会への出席も提案していますので、報酬についても考慮が必要とのことから見直しを行いました。

農業委員の農地部会での役割は、①出席し、②議案について議決し、③審議において担当地区の議案を説明するというものです。このうち、総会に出席する推進委員には議決権がなく、基本的には議案の説明も行わないことから、推進委員の役割は①のみであり、それに見合う金額として報酬を2,000円アップし、月額32,000円を提案するものです。

このことについて、先のアンケートで7名の方から意見を頂戴し、2名が「賛成」、4名が「額が多い」、1名が「農地部会は任意とし出席に応じた額にすべき」と意見を頂戴しています。

あくまでも、報酬額アップは、農地部会への出席義務化を前提としたものであり、農業委員との5,000円の差の意味から、増額は必要と考えています。

「資料1」に戻ってください。

次に、「6 農業委員の定数について」と「7 推進委員の定数について」は、関連がありますので、併せて説明させていただきます。

農業委員の定数は、農業委員会法施行令第5条において、当市の場合24名が上限とされており、現在、その上限を定数としています。

今回の見直しにおいて運営委員会では、農地法に基づく許認可等に関してはこれまで同様の慎重審議が必要とすることで、農業委員の定数は上限のままとしています。

一方、推進委員については農業委員会法施行令第8条の規定によ



り、当市の場合、約 190 名が上限となります。

前回の推進委員の人数の決め方は、農業委員 1 名に対し推進委員 2 名の割合とし、全体で 48 名にすることを最初に決め、その上で 48 名を農地面積、集積率、遊休農地割合に応じて各地区に割り振っています。

「資料 4」をご覧ください。

今回の定数の算定根拠となります。

運営委員会で定数を検討するに当たって整理したことは、

- ① 算定方法は複雑でなく、分かりやすい方がいい。
- ② 農地面積が大きいところは、農地部会の議案や課題等が生じる割合が高い。
- ③ 今後もさらに農地の集積を進めていく必要がある。
- ④ 現に荒廃農地となっているところの解消は難しく、農業委員会として支援できることは少ない。
- ⑤ 農業委員会の台帳における農地面積と再生協議会が所有している水田経営面積との差、約 4,000ha を解消したい。
- ⑥ 一つの地区に農業委員の偏りが生じないように、中立委員 2 名分を除いた 22 名で地区割をする。ただし、女性農業委員の応募があった場合は選定評価の中で考慮する。

以上のことを基本に、「資料 4」のとおり定数を算定しました。

先ほども申しましたように、前回は、農業委員 24 名、推進委員 48 名と、それぞれの総数を決めてから各地区に割り振っています。

今回は農業委員と推進委員を分けずに、まず現場に必要な委員数を算定し、その後、中立委員 2 名を除いた農業委員 22 名を各地域に割り振っています。

資料の真ん中の表、「農業委員・推進委員数」の表をご覧ください。

まず、農地面積 400ha に 1 名の割合で各地区に配置しました。各地区の農地面積を 400ha で割って、四捨五入した結果、合計で 40 名となりました。なお、農地面積は、再生協の水田経営面積と農地台帳の畑の面積を合計したものを使用しています。また、基準の 400ha は、前回の基準をそのまま使用しています。

その隣の「集積率 60%以下に 1 人加算」については、今後も農地集積を進めていく必要があるとの運営委員会での考えから、前回同様の算定基準としました。この集積率の加算により 7 名が加算され、計として 47 名となりました。

なお前回では、この 2 つの算定のほか、遊休農地率によって人数を加算していますが、今回は運営委員会の中で、既に遊休農地になっているところについては、回復は難しく実際の活動としてはそれ

ほど多くないのではないか、として算定に含めませんでした。

次に隣の「不明農地」という欄をご覧ください。

「不明農地」というのは、農業委員会の農地台帳の農地面積と再生協議会の水田経営面積の差のことで、現在約 4,000ha あります。運営委員会では時間がかかっても、この差の解消に努めていきたいとのことから、不明農地の面積が大きい地区について人数を加算しました。これにより、6名増となりました。

さらに、このように計算した結果、委員数が現在の人数より極端に少なくなる地区に対し、激変緩和措置をとらせてもらいました。例えば、旧市の第一ですが、農地面積と集積率、不明農地の要因で算定した結果、委員数は4名となりました。現在の委員数が10名です。その差は6名となりますが、現在の委員10名のうち、中立委員1名と女性委員1名の計2名分が通常より多くなっていますので、実質的な人数は8名となり、今回の算定結果との差は4名となります。極端に人数が減って委員活動に支障が出ては困るということで2名を加算いたしました。

以下、同様に、激変緩和として5名分を加算しました。

その結果、網掛けした行のとおり、合計で58名の委員となり、中立委員の2名を足して、60名といたしました。

この58名について、農業委員と推進委員とに分けることとなります。

一番右側の欄をご覧ください。

農業委員は中立委員の2名を除く22名について、各地区に割り振ることとなります。

割り振り方は、面積が大きいほど農地部会の議案が多くなると考え、農地面積の大きい順としました。農地面積の大きい順に割り振っていくと、吉川区が2名となりますが、そうすると、第一農地部会10名、第二農地部会12名となり、均衡がとれなくなることから、吉川区の次に面積の多い板倉区を2名にして、第一、第二ともそれぞれ11名とし、それに中立委員が1名ずつ加わりますので、どちらの農地部会も12名体制となります。

先のアンケートでは、農業委員の定数に関しては7名から意見があり、全員から賛成をいただきました。但し付帯意見として、「中立委員の役割の明確化」や「女性委員の登用」に関する意見がありました。女性委員の登用については、運営委員会の中でも重要であると位置づけ、評価において考慮すべきとの意見がありました。中立委員については、農地の権利移動や転用等の場合に農業関係者以外の方の意見を反映し、より公平・公正性を高めるため、総会または

農地部会に必ず 1 名以上置くよう法律で定められています。これまで運営委員会の中では、その役割について具体的に協議していませんので、今後、役割の明確化について検討していきたいと考えています。

また、推進委員の定数に関するアンケートでは、9 名の方から意見を頂戴しています。1 名から「もっと多く」との意見をいただきましたが、ほかの 8 名からは、「提案に賛成」、または「もっと減らしてもよい」との意見であり、運営委員会の案について概ねご理解をいただけたものと考えています。

説明は以上です。

この案を了解いただいたら、関係条例の改正を 12 月議会に上程し、議決後の 12 月 20 日頃から 1 か月間の公募を行い、評価委員会で候補者を選定し、3 月議会で委員の選任議決をもらう手順になります。

皆さんからは欠員がでないよう、地域への働きかけをお願いします。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「しばらく待つが質問者なし」)

議 長

質問等がないようですので、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決されました。

## <7 その他>

次に、「その他」に移ります。

「(1)新潟県園芸振興基本戦略」から「(4)経営改善相談会の開催について」まで、一括して事務局から説明願います。

事務局長

資料 6 の「新潟県園芸振興基本戦略」についてです。

これは、本年 7 月に新潟県がまとめたもので、農業経営の多角化を進めるために園芸の生産拡大を県全体で取り組んでいこうという

ものです。1 ページの下に新潟県の目標が記載されていますが、5 年後の目標達成に向けて取り組んでいく計画となっています。

参考としてお配りしました。

次に、資料 7 農林水産省の次期「食料・農業・農村基本計画」における意見・要望の募集について、です。

国では、現在の基本計画を策定してから来年 3 月で 5 年が経過することから、次期計画の策定に向けて検討を始めており、検討するに当たり、農業者や関係者の方から広く意見を募りたいということで連絡がありました。皆さんの方で何か意見・要望がありましたら、用紙を添付してありますので、事務局へご提出いただければと思います。

続いて、資料 8 新潟県農業経営相談所が実施する「経営改善相談会の開催」についてです。

これは農業経営の悩みや相談に税理士や中小企業診断士などの専門家がお答えするというもので、県内 3 会場で開催されます。該当する農業者の方がいましたら、情報提供していただければと思います。

なお、上越会場は来年 1 月 16 日に上越地域振興局で予定されています。申込期限は 12 月 20 日までとなっています。

最後に、資料 9 の「農のかけ橋」です。

3 ページに、7 月 23 日に当市で行った地域別農業委員会研修会の記事が掲載されています。後でご覧いただければと思います。

説明は、以上です。

議 長

事務局から説明がありましたが、皆さんの方からご質問等ありませんか。

(しばらく待つが質問者なし)

議 長

質問等ないので、以上で第 2 回総会を閉会します。ご協力、ありがとうございました。